

## 桑折町障害者日常生活用具給付事業実施要綱

### (総則)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図ることを目的とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規程による地域生活支援事業における日常生活用具給付事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この事業は、障害者等へ日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

### (事業内容)

第3条 この事業は、障害者等が別表1に掲げる用具等を購入する際に生じる費用の9割を、町が給付するものとする。

### (対象者)

第4条 事業の対象者は、町内に居住地を有し、かつ次のいずれかに該当する障害者等であって、日常生活上用具の必要があると認められた者とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付の対象となる用具の貸与または購入の対象者となるものは除く

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規程により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規程により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

### (給付の申請)

第5条 事業を利用しようとする障害者等（以下「申請者」という。）は地域生活支援日常生活用具給付申請書（第1号様式）を町長に提出するものとする。

### (調査)

第6条 町長は前条の規定による申請があったときは、障害者等に対し必要な調査等を実施し、日常生活用具給付調査書（第4号様式）を作成するものとする。

### (給付の決定)

第7条 町長は、第6条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、給付の可否を決定し、その旨を地域生活支援日常生活用具給付決定（却下）通知書（第2号様式）と日常生活用具給付券（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（給付の取り消し）

第8条 給付を受けた障害者等が不正または虚偽の申請により給付の決定を受けた場合または町長が給付について不相当と認めた場合、地域生活支援日常生活用具給付決定（却下）通知書（第2号様式）により当該申請者に通知し、給付を受けた額を返還させることができる。

（給付の方法）

第9条 第8条の規定による給付の決定を受けた申請者（以下「給付決定者」という。）は、日常生活用具給付券（第3号様式）を用具の購入を希望する事業所等に提出し、用具の給付を受けるものとする。

（給付の上限）

第10条 給付の上限は、別表1に掲げる用具単体につき50万円とする。

（自己負担）

第11条 給付決定者は、購入費用等の1割を負担するものとする。ただし給付決定者及びその属する世帯が次のいずれかに該当するときは、自己負担の上限額は別表2の額とする。

(1) 生活保護受給世帯

(2) 市町村民税非課税世帯でかつ給付を受けようとする本人の年収が80万円以下の世帯

(3) 市町村民税非課税世帯で前号の規定に該当しない世帯

(4) 市町村民税課税世帯

（事業所等の選定）

第12条 事業所等の選定は、低廉な価格で良質かつ適切な給付が受けられるように経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を考慮し、申請者が選定しなければならないが、次に掲げる場合は町長が選定できるものとする。

(1) 事業所等からの見積額が、時価に比して著しく高額な場合

(2) オーダーメイド等により事業所等が限定される場合

(3) その他町長が必要と認める場合

（支払）

第13条 事業所等が用具の納入を完了したときは、日常生活用具給付券（第3号様式）の写しを添付し、町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があった日から30日以内に内容を審査し支払うものと

する。

(譲渡等の禁止)

第14条 給付決定者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けまたは担保に供してはならない。

(排泄管理支援用具の特例)

第15条 町長は、障害者等の申請の手続きの利便性を考慮し、排泄管理支援用具については、次のとおり給付券を一括交付することができる。

- (1) 暦月を単位として2ヶ月ごとに給付券1枚を交付すること。
- (2) 第10条に規定する上限の範囲内で1ヶ月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2倍(2ヶ月分)の額を給付券1枚に記載して交付すること。
- (3) 給付券は、1回の申請につき3枚(6ヶ月分)まで交付すること。
- (4) 第12条に規定する自己負担については、給付券1枚に記載された数量に相当する給付額について行うこと。

(遵守事項)

第16条 事業者等及び従業者は、利用者等に関する業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

品 目		耐用年数	対 象 者
介護・訓練支援用具	特殊寝台	8 年	下肢または体幹機能障害の 2 級以上
	移動用リフト	4 年	
	入浴担架	5 年	
	体位変換器		下肢または体幹機能障害の 2 級以上 1 級以上
	特殊マット		
	特殊尿器	8 年	下肢または体幹機能障害の 2 級以上 (3 歳以上)
	訓練いす (児のみ)		
訓練用ベッド (児のみ)	5 年	下肢または体幹機能障害の 2 級以上 (3 歳以上) (学齢児以上)	
自立生活支援用具	入浴補助用具	8 年	下肢または体幹機能障害であって、入浴に介助を必要とする者
	便器		下肢または体幹機能障害の 2 級以上
	T 字状・棒状の杖	3 年	平衡機能または下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行能力の改善が見込まれる者
	移動・移乗支援用具	8 年	平衡機能または下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者
	頭部保護帽	3 年	平衡機能または下肢若しくは体幹機能に障害を有し、転倒等により頭部外傷の危険性がある者
	特殊便器	8 年	上肢障害 2 級以上
	火災警報器		障害等級 2 級 (火災発生感知及び非難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
	自動消火器		
	電磁調理器	6 年	視覚障害 2 級以上 (盲人のみの世帯またはこれに準ずる世帯)
	歩行時間延長信号機用小型送信機	10 年	視覚障害 2 級以上
	聴覚障害者用屋内信号装置		視覚障害 2 級以上 (聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる者)

在宅療養等支援用具	透析液加温器	5年	腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携行式腹膜灌流法 (CAPD) による透析療法を行う者
	ネブライザー (吸入器)		呼吸器機能障害 3 級以上または同程度の身体障害者であって必要と認められる者
	電気式痰吸引器		
	酸素ボンベ運搬車	10年	医療保険における在宅酸素療法を行う者
	盲人用体温計 (音声式)	5年	視覚障害 2 級以上 (盲人のみの世帯またはこれに準ずる世帯)
	盲人用体重計		
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	5年	音声機能若しくは言語機能障害者または肢体不自由者であって、発生に著しい障害を有する者
	情報・通信支援用具		上肢機能障害または視覚障害 (障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフトを言う。)
	点字ディスプレイ	6年	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者 (原則として視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級) の身体障害者であって、必要と認められる者)
	点字器	7年	視覚障害者
	点字タイプライター	5年	視覚障害 2 級以上 (本人が就職若しくは就労しているかまたは就労が見込まれる者)
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	6年	視覚障害 2 級以上
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		
	視覚障害者用拡大読書器	8年	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者
	盲人用時計	5年	視覚障害 2 級以上 なお、音声式時計は、手指の感覚に障害のある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。
	聴覚障害者用通信装置		聴覚障害者または発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者

	聴覚障害者用情報受信装置	5年	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者
	人口喉頭		喉頭摘出等により音声・言語機能障害があり、人口喉頭によって発音が可能になる者
	点字図書		主に、情報の入手を展示によっている視覚障害者
排泄・管理支援用具	紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラシ、ガーゼ等衛生用品）		高度の排便機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者
	蓄尿袋（皮膚保護剤含む）		人口膀胱を造設している者
	蓄便袋（皮膚保護剤含む）		人口肛門を造設している者
	収尿器		下肢や体幹、膀胱機能障害のある者

別表 2 (第 12 条関係)

区 分	世 帯 の 課 税 状 況 等	月 額 負 担 上限額 (円)
生活保護	生活保護受給世帯	0
低所得 1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用する本人の収入が 80 万円以下の者	0
低所得 2	市町村民税非課税世帯	0
一 般	市町村民税課税世帯	9,300